

## 法政大学を離籍する留学生のみなさんへ

法政大学を卒業・修了・退学・除籍などによって離籍する場合、現在の在留期限が残っていても、在留資格「留学」のまま在留することはできません。（※日本で進学の場合を除く。） すみやかに母国に帰国するか、または引き続き日本に滞在する場合は適切な在留資格への変更が必要です。

下記 1～4 の離籍後の進路に応じて必要な手続きを行ってください。

下記の 1～3 のかたで、日本国内で転居（引越し）する場合は、外国人留学生ハンドブック「12 章 法政大学進学にともない引越す（または在学中に引越す）」のチェックリストの手続きもしてください。

外国人留学生ハンドブック <https://www.global.hosei.ac.jp/students/>

### 1 日本で就職する

#### （在学中）

就労可能な在留資格に変更する。

春の就職内定者について、東京出入国在留管理局品川本庁では、就労を開始する前年の 12 月より変更申請を受け付けています。品川以外の出張所は 1 月から受け付けます。

内定先企業に相談し早めに手続きをはじめてください。

#### ＜本人が用意する書類＞

- ・在留資格変更許可申請書（申請人作成用 1～3）
- ・パスポート、在留カード

#### ＜企業が用意する資料の例（企業の規模などによって提出資料は変わります）＞

- ・在留資格変更許可申請書（所属機関作成用）  
法務省の HP よりダウンロードできます。  
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gjinkoku.html>
- ・四季報の写しまたは年度の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計書の写し
- ・雇用契約書 ・会社案内 など

※大学が発行する証明書は「卒業証明書（卒業見込証明書）」のみです。

詳細は内定先企業および入国管理局に相談して手続きを進めてください。

法政大学キャリアセンターに進路報告をする。<https://www2.kyujin-navi.com/sp65/hokoku/>

#### （卒業後）

卒業から 2 週間以内に入出国在留管理局に「活動機関に関する届出（様式 1 の 2「離脱」）」を提出する。

郵送及びインターネットで提出可能です。以下の法務省の HP を確認してください。

届出に記載する法政大学法人番号：4010005002359

[http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00014.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html)

法政大学離籍後はアルバイトや有償インターンシップ活動は不可

（在留資格「特定活動（内定待機）」に伴う資格外活動許可取得者を除く）

## 2 引き続き日本で進学する

□現在の在留期限に応じて「留学」の在留期間更新をする。

原則的には進学先の機関を通じて更新手続きをしてください。

法政大学に進学の場合はこちらを参照↓

<https://www.global.hosei.ac.jp/students/zaigaku/zairyu/koushin/>

□法政大学キャリアセンターに進路報告をする。<https://www2.kyujin-navi.com/sp65/hokoku/>

□法政大学以外の機関に進学する場合のみ、法政大学卒業から2週間以内に出入国在留管理局に「活動機関に関する届出（様式1の6「離脱と移籍）」を提出する。

※入学前に進学先の大学を通じて在留更新する場合は、在留更新手続きが「離脱と移籍」を兼ねるので届出は提出不要

郵送及びインターネットで提出可能です。以下の法務省のHPを確認してください。

届出に記載する法政大学法人番号：4010005002359

[http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00014.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html)

□法政大学を離籍し、次の進学先に入学するまではアルバイトや有償インターンシップ活動は不可

## 3 引き続き日本で就職活動を行う

在学中から日本で就職活動を行っていて、就職先が決まらず卒業後も引き続き日本で就職活動を行う場合に限り、在留資格「留学」から「特定活動（就職活動）」へ変更申請が認められています。ただし大学院生は在学中に十分に就職活動ができなかった場合でも資格変更可能です。

在留資格変更や活動機関に関する届出など、手続きの詳細は法政大学ウェブサイトを参照してください↓

<https://www.global.hosei.ac.jp/students/zaigaku/zairyu/tokutei/>

## 4 帰国する

1～3に当てはまらない場合は、次の帰国前チェックリストの項目を全て済ませたうえで速やかに帰国してください。

離籍と同時に「留学」の在留資格が切れます。たとえ離籍後に在留期限が残っていても、そのまま日本に滞在したり、アルバイトや有償インターンシップをすることはできません。

日本を旅行して帰国する場合は「短期滞在」に変更してください。

## 帰国前チェックリスト

### <住まいに関すること>

- 退去日の 1～2 か月前には管理人さんや不動産会社に退去予定日を連絡する。
- 電気、ガス、水道、インターネット等の解約手続きをし、料金を精算する。
- 部屋をよく掃除する。ごみは決められた曜日・場所に捨てる。  
家具・家電・自転車などの粗大ごみは市・区役所の手続きに従って処分する。

### <市・区役所> 在留カード、パスポート、マイナンバーカード、国民健康保険資格証、学生証持参

- 市・区役所で国外転出の届出をする
- 国民健康保険の資格喪失手続きをし、**国外転出することを伝えて**保険料の過不足金の精算をする。
- マイナンバーカードを返却する。
- 国民年金加入者は「脱退一時金」の手続きをする。

### <銀行・携帯電話>

- 振込や引き落とし日程を確認のうえ、銀行口座を解約する。  
電話料金やクレジットカードの引き落としがある場合は絶対に解約しないこと。  
また、口座の売買は犯罪であり、絶対にやってはいけません！
- 携帯電話などの解約手続きをし、料金を精算する。

### <出入国在留管理局>

- 離籍後 14 日以内に出入国在留管理局へ「活動機関に関する届出（様式 1 の 2「離脱）」を提出する。郵送（国内外）及び、インターネット（日本国内からのみ）で提出可能です。以下の法務省の HP を確認してください。  
届出に記載する法政大学法人番号：4010005002359  
[http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00014.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html)

### <空港>

- 出国する際、空港で**必ず在留カードを返却**する。（穴をあけて無効化したものを渡されます）

### <その他>

- アルバイトをしている場合は事前にアルバイト先に帰国日を伝え、辞める準備をする。  
法政大学離籍後はアルバイト活動は不可
- 大学図書館から借りている本を返却する。
- 必要に応じて、成績証明書・卒業証明書などの申請をする。
- （卒業者）卒業式に出席できない場合は、所属の学部・研究科で学位記の受取について確認する。

### 退学・除籍の方へ：

帰国したらパスポートの出入国スタンプのページをグローバル教育センターにメールにて提出してください。

（問合せ先）法政大学グローバル教育センター事務部国際支援課  
TEL:03-3264-5475 E-mail:gso@hosei.ac.jp